

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十二月六日奈良県指令建第一〇四―九四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年一月二十九日建第九五七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市馬司町五七二番一、五七三番三、五七五番三、六四二番一、六四四番三、六四五番四及び一一一五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市高井田中町五丁目六番五号
佐々木自動車工業株式会社 代表取締役 佐々木基陽

一 許可番号

令和元年七月二十四日奈良県指令建第一〇二―一九五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年一月二十九日建第九五七四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市九条町三四九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市東井戸堂町三五一番地三 パセオノキB棟二〇三号室
東佐知江